

Harmony - news & topics 2011.02

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mail: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



今月の写真：
厳冬の内沼（2006）
photo by Yoko Kadota

有期労働契約のポイント

～雇止めに関するトラブルは事前に回避できます～

期間を定めて締結した労働契約（有期労働契約）においては、契約更新の繰返しにより一定期間雇用を継続したにもかかわらず、突然、契約更新を行わず期間満了をもって退職させる等の、いわゆる「雇止め」をめぐるトラブルが増加し、裁判で争われる事案が増えています。

◆労働条件は書面による明示が原則◆

有期労働契約のトラブルに対応するため、厚生労働省では、労働基準法に基づいて「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」を策定しています。

また、使用者は、有期契約の労働者に対して、**契約締結時に契約更新の有無を明示**しなければならず、「契約を更新する場合がある」と明示したときは、**契約を更新する場合またはしない場合の判断基準を明示**しなければならないとしています。

また、明示した内容を契約締結後に変更する場合は、速やかにその内容を明示しなければなりません。これらの事項については書面により明示することが望ましいとされています。

◆有期労働契約の期間は3年◆

有期労働契約を締結する場合、その期間の長さについて労働基準法で上限3年（原則）という定めがあります。なお、1年以上の契約を締結した場合は、労働契約期間の初日から1年を経過した日以後において、労働者は、使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができます。

◆労働契約法の適用も◆

労働契約法は、有期契約労働者にも適用され、(1) やむを得ない事由がない場合に契約期間満了までの期間において解雇ができないこと、(2) 契約期間を必要以上に短い期間として反復・更新しないようにすること、などが規定されています。

また、締結等の基本ルールとして、(1) 労働契約の締結や変更にあたり労働者に契約内容についてきちんと**説明**を行うこと、(2) 労働契約の内容についてできる限り**書面**により確認することとされています。

スタッフ紹介

1月17日に入社した瀬古沢（せこざわ）と申します。仙台生まれの仙台育ちです。社会保険労務士業に携わるのは2年半ぶりです。その間に大事な法律を忘れていたり、法改正があったり、今は思い出しながら、頭を柔らかくしながら、必死で勉強する毎日です。どうぞよろしくお願いたします。

編集後記：2月も半分が過ぎようとしています。年度末、決算等、区切りを迎える準備に追われる季節になりました。私たちも有期労働契約や労使協定といった「更新」に関する業務が最も多くなる季節に突入しました。また、給与等の改訂や人事評価の時期でもありますので、個々のご相談も多く対応しています。その方の「生活」「人生」に直結することもありますから、周辺も含めたご相談の全体像をしっかりとつかみ、慎重に対応するために、時間をしっかりとかけて臨んでいます。目の前の事柄に丁寧に向き合い、先を想定し、対応後の展開を複数検討して、ひとつずつ困難を取り除いていくことが大事だと思っています。答えのない「労務管理」にどうしても欲しいものがあります。それは、会社としての『方針』です。この軸があれば、ぶれることなく答えを探していくことができます。状況を客観的に捉え、温かくもクールに対応していきたいと思っています。あっという間に逃げられないよう、臨みたいと思います。

「成長分野等人材育成支援事業奨励金」の創設

◆新しい助成金制度◆

厚生労働省から、「成長分野等人材育成支援事業奨励金」の創設が発表されました。この助成金は、**健康分野、環境分野、これに関連するものづくり分野**において、**期間の定めのない労働者を雇い入れ、または他の分野から配置転換した労働者を対象に、1年間の職業訓練計画を作成し、Off-JTを実施した事業主に、訓練費用の助成**（対象者1人当たり20万円（中小企業が大学院を利用した場合には、50万円））を行うというものです。

◆対象となる分野◆

支給対象となるのは、林業、建設業、製造業、電気業、情報通信業、運輸業・郵便業、学術・開発研究機関などで健康や環境分野に関する業務（建築、製品の製造・取引、技術開発など）を行っているもの、スポーツ施設提供業（フィットネスクラブ等）、スポーツ・健康教授業（スイミングスクール等）、医療・福祉、廃棄物処理業、その他（エコファンド等）に該当する分野です。

◆支給対象事業主の要件◆

この制度では、(1) 職業訓練計画を作成し認定を受けるとき、(2) 職業訓練計画に基づいて訓練を実施後、支給申請するときの計2回、要件の確認が行われます。職業訓練計画の認定を受けるときは、(1) 健康、環境分野および関連するものづくり分野の事業を行っていること、(2) 一定の要件を満たした職業訓練計画を作成していること他、雇用保険の適用事業主であることや、職業能力開発推進者を選任し、都道府県職業能力開発協会に選任調べを提出していること等の確認があります。また、支給申請時には、(1) 受給資格認定を受けた職業訓練計画に基づいて訓練を実施したこと、(2) 受給資格認定申請書の提出日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主都合で解雇していないこと等の確認があります。

仙台法務局の新庁舎が完成、移転しました。

仙台法務局の新庁舎が完成し、2月14日から新庁舎（仙台市青葉区春日町7番25号）で業務を開始します。



Harmony – news & topics 2011.02

#発行: 2011年2月10日 #編集・構成: 合同会社Harmony

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

